

かなや茶娘踊り隊 管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人島田市観光協会（以下「協会」という。）が管理するかなや茶娘踊り隊の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(かなや茶娘踊り隊)

第2条 かなや茶娘踊り隊は、この要綱の定めるところに従い、宿泊施設、観光施設、各種イベント等で、パフォーマンス（茶娘踊りの披露、記念写真の撮影、かなや茶の呈茶サービスをおこなう）をすることで、かなや茶娘の認知拡大、当地域の関係人口拡大、経済波及効果の拡大を目指し郷土愛の醸成を図る

(派遣)

第3条 かなや茶娘踊り隊を派遣する事業は、次に定めるところによる。

(1) 事業者（宿泊施設、観光施設、イベント主催者、旅行代理店等）より派遣依頼されて協会が認めた事業。

(費用の負担)

第4条 かなや茶娘踊り隊の派遣に係る費用は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 日 当 1時間以内 3,000円
- (2) 洗濯費 各自負担
- (3) 旅 費 各自負担（但し100kmを超える場合は実費支給する）
- (4) 宿泊費 各自負担（但し宿泊を伴う場合は実費支給する）
- (5) 随行者に係る費用 実費（必要となった場合は、その都度関係者で協議する。）

2 協会は、前項の費用を負担するものとし、派遣事業の終了後又は事前に当該かなや茶娘踊り隊に支払うものとする。

3 かなや茶娘踊り隊の派遣を依頼する者は、協会の定める料金を派遣事業の終了後又は事前に協会に支払うものとする。

(派遣の依頼)

第5条 かなや茶娘踊り隊の派遣依頼は、派遣日の7日以上前に島田市観光協会へ書面で行う。

2 かなや茶娘踊り隊の派遣の決定は、協会がかなや茶娘踊り隊隊長の同意を得て行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めのない事項については、協会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。